

平成21年(ラ)第713号子の監護に関する処分(面接交渉)審判に対する抗告事件
(原審・神戸家庭裁判所 平成21年(家)第316号)

決 定

住所 XXXXXXXXX

抗告人(原審相手方) 母親A
同代理人弁護士 XXX
同 XXX

住所 XXXXXXXXX

相手方(原審申立人) 父親B
同代理人弁護士 XXXXX

住所 抗告人と同じ

未成年者 C子
平成17年0月00日生

主 文

1 原審判の主文を次のとおり変更する。

抗告人は、相手方に対し、本決定確定の自の翌月から、月2回、次の要領により未成年者との面会交流を実施せよ。

(1) 面会交流の日

毎月第2日曜日及び第4日曜日とする。

ただし、いずれの面会日についても、当事者双方のいずれかに差し支えがある場合には、その代替日は、第2日曜日においては、第1日曜日、第1週の祝日(なお、同じ週に祝日が複数ある場合は早い順とする。以下、同じ。)第2週の祝日、第2土曜日、第1土曜日の順とし、第4日曜日については、第3日曜日、第3週の祝日、第4週の祝日、第4土曜日、第3土曜日の順とする。なお、当事者間の協議により上記以外の日に変更した場合は、この限りではない。

(2) 面会交流の時間

午前9時から午後5時とする。

ただし、当事者双方の協議によりこれを変更した場合は、この限りでない。

(3) 未成年者の引渡方法

抗告人は、抗告人の肩書住所地又は「XXXXX駅」などその他抗告人が指定する場所において未成年者を相手方に引き渡し、面会交流の終了後、相手方は上記場所において未成年者を抗告人に引き渡す。

ただし、当事者双方の協議によりこれを変更した場合は、この限りでない。

(4) 面会交流の場所

相手方の指定する場所とする。

ただし、当事者双方の協議によりこれを変更した場合は、この限りでない。

(5) その他

ア 相手方は、面会交流の実施にあたり、次の事項を遵守するなど未成年者の福祉に慎重に配慮しなければならない。

(ア) 未成年者の体調に最大限配慮すること。

(イ) 未成年者が抗告人の元に帰りたがるなど面会交流が負担であると感じるような状況になった場合は、面会交流を中断するなどして、未成年者の心身の状況について最大限配慮すること

(ウ) 未成年者の生活リズムを尊重し、午睡の時間を確保するなど未成年者の生活習慣及び心身の状況について、最大限の配慮をすること

イ 当事者双方の協議が整った場合に限り、抗告人は面会交流に立ち会うことができる。

2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨及び理由

1 抗告人は、原審が平成21年6月30日付けでした審判に対して即時抗告し、原審判を取り消し、本件を神戸家庭裁判所に差し戻すとの裁判を求めた。

2 抗告人の抗告理由は、次のとおりである。

(1) 原審判は、相手方が、面会交流(従前使用されていた「面接」又は「面接交渉」という表現よりもわかりやすく適切であると考えられるので、以下においては、「面接」を「面会」といい、「交渉」を「交流」というものとし、また、「面接」及び「面接交渉」のいずれの場合も「面会交流」に統一することとする。ただし、原審判の記載を引用する場合はそのままとする。)の際に未成年者を連れ去る高度の蓋然性を客観的に認めることは困難であるとするが、相手方は、平成20年10月XX日の調停期日において、原審の家庭裁判所調査官から常識的な行動をとるように伝えられていたにもかかわらず、同期日終了後、抗告人に無断で未成年者に会いに行き、連れ去ろうとしたこと、同年11月XX日の調停期日においても、未成年者に会えないのはおかしいと述べて直接会いに行くことを示唆したこと、同年12月X日の調停期日においても保育所に会いに行くことを示唆したことを考慮すれば、相手方が未成年者を連れ去らないと誓約していることのみをもって、未成年者を連れ去る高度の蓋然性を客観的に認めることは困難であるとはいえず、原審判は不当である。

(2) 原審判は面会交流の回数・時間を月2回朝から夕方までとしたが、未成年者は未だ4歳の幼年であること、保育所での生活等を通じて相応に規則正しい生活を確立していること、平成20年7月XX日以降は平成21年1月XX日に相

手方に面会交流したきりであること、午睡が必要であること等を考慮すれば、上記面会交流の回数。時間は未成年者にとって過度の負担になり、その生活リズムに悪影響を生じるから、多くても月1回午前中のみとすべきである。また、原審判は面会交流の場所を限定せず、原告人の立会も認めなかったが、平成20年7月×日の別居以降は平成21年X月XX日に試行的面会交流をただけであり、当事者双方間に面会交流について信頼関係が形成されていないこと、相手方が未成年者を連れ去る客観的可能性があること等を考慮すれば、面会交流の場所は原告人の実家やその近隣に限定すべきであり、また、未成年者にとっては原告人と一緒に相手方と面会交流をするのがその福祉に合致するから、面会交流には原告人の立会を認めるべきである。

第2 当裁判所の判断

1 当裁判所も原審判を相当と考える(ただし、原審判の主文記載の面接要領の1(1)、(2)の代替日の定めについては、「第1週及び第2週の祝日のうちのいずれかの日」、「第3週及び第4週の祝日のうちのいずれかの日」では当事者双方の協議が必要になることがあり得るから、後記(14)、(15)のとおり、自動的に決まるように順序をつけるのが相当である。また、上記面接要領の5(1)エは相当でない。この点については後記3で補足説明する。)。その理由は、原告理由について次項で補足説明し、次のとおり加除訂正するほかは、原審判の「理由の要旨」欄に説示のとおりであるから、これを引用する。なお、原審判3頁3行日以下の「事件本人」をすべて「未成年者」に、4頁1行日以下の「当庁」をすべて「神戸家庭裁判所」に読み替える。

- (1)原審判3頁2行日の「申立人」の次に「(昭和4X年X月X日生)」を、「相手方」の次に「(昭和4X年X月XX日生)」をそれぞれ加える。
- (2)3頁3行日及び17行日の「もうけられた」をいずれも「出生した」に改める。
- (3)3頁7行日の「長期休暇」の次に「時」を加える。
- (4)3頁18行日の「申立人宅」を「相手方の自宅」に改め、末尾の「申立人」を「相手方」に改める。
- (5)5頁2行日の「審判」を「審判手続」に改める。
- (6)5頁6行日の「審判」を「審判手続に」に改める。
- (7)5頁8行日の「の指定」を「を当事者双方のいずれに指定するかが」に改める。
- (8)6頁20行日の「懸念もあるから、」の次に「身体に虐待の痕跡がないかどうかを確認するためにも」を加える。
- (9)6頁22行日の「長期休暇」の次に「時」を加える。
- (10)7頁16行日及び21行日の「前認定」をいずれも「前記認定」に改める。

- (11) 7頁17行日の「期日間において」を「調停期日終了後に」に改める。
- (12) 8頁5行日から6行目にかけての「前認定」を「前記認定」に改める。
- (13) 8頁6行日の「間もなく満4歳となる年齢」を「満4歳」に改める。
- (14) 9頁19行日の「及び」を「の祝日(なお、同じ週に祝日が複数ある場合は早い順とする。以下、同じ。)、」に改める。
- (15) 9頁21行日の「及び」を「の祝日、」に改める。
- (16) 10頁19行日から26行日にかけての「間もなく満4歳となるという年齢」を「満4歳という年齢」に改める。
- (17) 11頁1行日の冒頭から7行日の末尾までを削除する。
- (18) 11頁10行目の末尾の「面」から11行日の末尾の「格別、」までを削除する。

2 次に抗告理由について補足説明する。

(1) 抗告理由(1)について

相手方は、平成20年10月XX日の調停期日の終了後、抗告人に知らせないで保育所に赴いて、未成年者に面会し、相手方より遅れて未成年者を迎えに来た抗告人に対し、「今日はこのままC子連れて帰る」旨発言したが、これは、同年7月XX日に別居して以来、相手方が未成年者に会ったのはこのときが初めてであり、相手方は久しぶりに未成年者に会い、未成年者も大好きだった父親に会えたことから非常に喜んだこと(この点は、抗告人が原審に提出した報告書に「帰途の車中、娘は久しぶりに会えた父親を思い激しく泣きながら呼び続け」とあることから認められる。)から、未成年者への思いが高じて上記のような発言になったと考えられる。相手方が未成年者を連れ去る気でいたのなら、その日以前でも未成年者の帰り際に保育所に迎えに行き、そのまま連れ帰ることもできたはずであるし、その日も抗告人が迎えに来る前に未成年者を連れ帰ることもできたはずであるが、相手方はそのようなことはしていない。また、一件記録によれば、同居中から未成年者は相手方によく懐いており、未成年者を連れ去れば、その後のトラブルから未成年者の愛情や信頼を失うことになりかねないし、また、当事者双方の離婚では未成年者の親権者としていずれを指定するかが大きな争点になっていることをも考慮すれば、相手方が未成年者を連れ去る高度の蓋然性を客観的に認めることは困難であるとの原審の判断が不当であるとはいえない。

(2) 抗告理由(2)について

未成年者の満4歳という年齢、健康状態に問題はないこと、未成年者と相手方との親和性、当事者双方の自宅間の距離その他一切の事情を考慮すれば、原審判の面会交流の回数・時間・場所の定めは相当である。

ただし、上記定めに基づいて面会交流を実施するに当たって、相手方は未成

年者の体調その他面会交流が未成年者に対して負担にならないかどうか慎重に配慮すべきことは当然であり、相手方は未成年者を慈しんでいることが窺え、そのような配慮をすることは期待することができる。

原告人の立会については、上記(1)で説示したところによれば、相手方が未成年者を連れ去るおそれがあるとは認められないうえ、当事者双方の離婚では未成年者の親権者をいずれに指定するかが争点になっており、この点については当事者双方の主張は対立しており、原告人を面会交流に立ち合わせることは当事者双方の対立を面会交流の場に持ち込んで未成年者を緊張させ、相手方と未成年者の自由な交流を妨げるおそれがあり、これは未成年者の福祉に沿わないから、当事者双方の協議が調わない限り、面会交流に原告人を立ち合わせないこととした原審の判断が不当であるとはいえない。

3 原審判の主文記載の面接要領の5(1)エについては、面会交流の際に相手方が未成年者とどのような話をするかは、面会交流を実施するための具体的要領とはいえず、相手方が父親として未成年者の福祉の点からその良識に基づいて判断すべきことであるから、裁判所がそのようなことを、定めるのは相当とは考えられない。

したがって、原審が、そのような配慮をすべきことは日常的に未成年者を監護している原告人についても当然当てはまるものの、本件においては、原告人に対してそのような配慮を命じる余地はないとしながら、相手方についてのみ面会交流の実施のための具体的要領としてこのような配慮を命じたのは相当とはいえない。

4 以上によれば、本件抗告は理由がないが、上記1において説示したように代替日の定めを改めるのが相当であり、また、上記3において説示したように、上記面接要領の5(1)エの定めは相当でないから、本件抗告に基づき、家事審判規則19条2項により原審判を変更する(なお、併せて、原審判の主文の一部の字句を改める。)こととし、主文のとおり決定する。

平成21年9月8日

大阪高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官 松 本 哲 弘

裁判官 田 中 義 則

裁判官 岡 田 基 一